

## 規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。]

### 安全帯に係る構造規格の見直しについて

下記のとおり、安全帯に係る労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。(電話による意見の提出は不可。)

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

### 記

#### 1. 件名

安全帯に係る構造規格の見直しについて

#### 2. 対象品目

墜落制止用器具(フォールアレストシステム)

#### 3. 趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条においては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条第3項で定める機械等について、厚生労働大臣が定める規格に適合することを事業者に義務付けている。今般、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向を踏まえ、安全帯の規格(平成14年厚生労働省告示第38号)の全部を以下のとおり改正する。

- (1) 従来の安全帯(safety belt)の名称を、ISO規格に整合して墜落制止用器具(fall-arrest systems)に改める。
- (2) 改正後の構造規格は、原則としてISO 10333-1, 10333-2, 10333-6に整合するものとするが、日本人の体格や作業方法を考慮し、以下の事項については我が国独自の規定(national difference)を設ける。
  - ① 高さ6.75m以下の箇所で作業する場合、胴ベルト型(safety belt type)の使用を認める。
  - ② フルハーネスの強度は、順方向引張で15kN、逆方向引張で10kNの荷重に耐えなければならない。
  - ③ ショックアブソーバの強度は、第一種(type 1)ショックアブソーバ(自由落

下距離 1.8m、衝撃荷重 4kN 以下)、第二種(type 2)ショックアブソーバ (自由落下距離 4m、衝撃荷重 6kN 以下) いずれについても、15kN の引張荷重に耐えなければならない。

- ④ ランヤードの強度は、第一種ショックアブソーバを備えるものは 15kN の荷重に耐え、第二種ショックアブソーバを備えるものは 22kN の引張荷重に耐えなければならない。
- ⑤ コネクタの強度は、11.5kN の引張荷重に耐えるものでなければならない。
- ⑥ トルソー、砂のう又は重りの重量は、100kg のほか、85kg を認める。

#### 4. 施行予定日

平成 31 年 2 月

#### 5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111 (内線 5504)

FAX 番号：03-3502-1598

#### 6. 意見提出期限

通報から 60 日

なお、労働安全衛生法関係法令は、次の URL において入手できます。

##### ●労働安全衛生法 (英文)

[http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail\\_main?re=01&ia=03&vm=&id=1926](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=1926)

##### ●労働安全衛生法施行令 (英文)

[http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail\\_main?re=01&ia=03&vm=&id=2245](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=2245)